

市立大津市民病院付属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟解体工事及び
旧ケアセンターおおつ棟改修工事設計・工事監理業務 仕様書

1. 件名

市立大津市民病院付属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟解体工事及び
旧ケアセンターおおつ棟改修工事設計・工事監理業務 一式

2. 概要・目的

付属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟は、大地震の際に倒壊する恐れがある。職員・利用者・周辺住民の安全を確保するため、それらの棟の解体工事を実施する。

また、解体工事後の職員休憩スペース・職員食堂・清掃スタッフ控室等の移転先として利用するため、旧ケアセンターおおつ棟の改修工事を実施する。

本業務は、上記工事を行うための設計及び工事監理を委託するものである。本業務の実施にあたっては、設計業務・工事監理業務について豊富な専門知識を有した者が正確に実施すること。

3. 業務期間

<設計業務>

令和4年4月1日 から 令和4年11月30日まで

<工事監理業務>

契約日 から 令和6年3月31日まで（予定）

（業務期間は、工事の進捗状況等により、変更が生じる可能性がある。）

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

滋賀県大津市本宮二丁目9番40号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 旧ケアセンターおおつ棟

5. 業務内容

(1) 設計業務

- ・付属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟の解体工事（以下「解体工事」という。）について設計を行うこと。また、別紙1「旧ケアセンターおおつ棟改修レイアウト（案）」に基づき、旧ケアセンターおおつ棟の改修工事（以下「改修工事」という。）について設計を行うこと。
- ・設計業務の実施にあたっては、以下の<設計内容等>に掲げる項目を全て実施すること。
- ・病院担当者と全体打合せを実施の上、方針を決定すること。
- ・病院という性格上、慎重かつ十分な検討の上、設計を進めること。
- ・解体工事及び改修工事（以下「本工事」という。）に伴い、現状の建築物・構造物等の改修や届出が必要な場合は、本業務内で実施すること。

- ・設置する備品その他の製品（OA 機器等含む）についても設計図書に記載すること。また、設計図書への記載に際し、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS 規格及び JAS 規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載し、同等品以上の採用を認める旨の注記を併記すること。
- ・解体対象建物にはアスベストを含む資材が使用されている可能性があるため、本設計業務において必ず調査を行うこと。また、その調査結果次第では、関係法令に基づきアスベストを含む資材を適正に処分する設計とすること。
- ・業務の詳細については、別紙 2 「設計業務特記仕様書」を参照すること。

<設計内容等>

- ①解体工事に伴う設計
- ②改修工事に伴う建築（総合・構造）設計
- ③改修工事に伴う電気設備設計
- ④改修工事に伴う給排水衛生設備設計
- ⑤改修工事に伴う空調換気設備設計
- ⑥改修工事に伴う備品等配置設計
- ⑦本工事の入札に使用する特記仕様書作成業務
- ⑧本工事に伴う確認申請書一式作成及び申請業務及び完了確認報告（必要な場合のみ）
- ⑨積算（設計内訳明細書及び数量内訳明細書）
- ⑩設計に伴う関係諸官庁等の事前協議
- ⑪設計に伴う現地調査業務
- ⑫設計に伴うアスベスト調査業務
- ⑬本工事入札時及び施工業者決定後の設計意図伝達業務及び質疑対応

(2) 工事監理業務

- ・本工事の実施にあたり、工事監理業務を実施すること。
- ・受託者は、工事監理業務を監督する現場責任者を選任し、委託者に届け出ること。
- ・現場責任者は、仕様書に定める全業務内容を理解し、監理にあたり必要な知識、能力を十分有すること。
- ・現場責任者は、業務の運営、取締りを行わせるほか、病院担当者との窓口となること。
- ・作業工程表及び業務体制図を作成し、委託者に提出すること。
- ・本業務の開始から完了までの作業工程については、病院の通常業務に支障をきたすことがないよう病院担当者と十分協議した上でスケジュールを立てること。
- ・本業務をスムーズに遂行するため、必要に応じて定例会を開催し、病院担当者との意思疎通を図ること。協議録については、定例会毎に受託者が作成し、委託者の承認を得ること。定例会の開催日程等については、別途協議を行うこととする。また、関係諸官庁等との事前協議時についても、協議録を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・業務の詳細については、別紙 3 「工事監理業務特記仕様書」を参照すること。

(3) その他

- ・受託者は、本業務の実施に当たって、業務場所における委託者の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、業務場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- ・受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ・委託者は、受託者に対し、業務を行うために一時的に必要となる場所、ユーティリティ（電気、水等）を業務期間内は無償で提供するものとする。
- ・委託者は、業務場所における委託者の業務運営に支障があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- ・前項目により業務の全部又は一部の調査を一時中止した場合においては、業務の完了日について双方協議の上、これを変更することができるものとする。

6. 事故発生時の報告義務

受託者は、作業時において事故が発生し、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

また、受託者の故意または重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめたときは、受託者の責任でもって当該施設等を原状に回復すること。なお、原状回復に要した費用及び当該故障等により委託者が被った損害に係る経費は、受託者が負担するものとする。

7. 緊急連絡体制の報告

受託者は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を委託者に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め受託者と協議するものとする。また、変更等があった時は、速やかに変更内容を委託者に報告するものとする。

8. 受託事業者に求める基本要件

- ・本業務を開始するにあたり、事前に委託者と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。
- ・本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- ・本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- ・本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。
- ・委託者が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについての提供を受けたときは、本業務を遂行する目的外で使用しないこと。また、本業務完了後は、速やかに委託者に返却すること。
- ・当院施設内においては、名札等により身分を明確にすること。
- ・コンプライアンス（法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ）の取り組みを徹底すること。

9. 成果物の提出及び検査

- ・本業務を完了したときは、別紙2「工事設計業務特記仕様書」及び別紙3「工事監理業務特記仕様書」に掲げる成果物を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- ・旧ケアセンターおおつ棟改修に係る成果物については令和4年7月29日(金)を提出期限とする。
- ・成果物の図面は原則として第二原図としてはならない。なお、やむを得ず第二原図とする場合は、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- ・電子媒体によって成果物を提出する場合は、成果物の著作権を委託者に無償で譲渡すること。

10. その他

- ・本業務を実施するにあたり、委託者または第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- ・業務実施にあたっては、病院業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項であっても、委託者が事業の遂行上必要と認めた業務について、受託者は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。